2　競争参加資格
⑴　国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　入札者の競争参加資格　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人小樽商科大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成21年度に北海道地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　本公告に示した物品を契約担当役が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑷　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒047―8501 小樽市緑３丁目５番21号　国立大学法人小樽商科大学財務課契約係長　島田　大樹　電話0134―27―5220
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限
第１回目　平成21年10月８日17時00分
第２回目　平成21年11月25日17時00分
第３回目　平成21年12月22日17時00分
第４回目　平成22年１月27日17時00分
第５回目　平成22年２月24日17時00分
第６回目　平成22年３月26日17時00分
⑷　開札の日時及び場所
第１回目　平成21年10月16日13時30分　小樽商科大学事務棟第二会議室
第２回目　平成21年11月27日13時30分　小樽商科大学事務棟第二会議室
第３回目　平成21年12月25日13時30分　小樽商科大学事務棟第二会議室
第４回目　平成22年１月29日13時30分　小樽商科大学事務棟第二会議室
第５回目　平成22年２月26日13時30分　小樽商科大学大学会館２階談話室
第６回目　平成22年３月30日13時30分　小樽商科大学事務棟第二会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Hiroshi Saito, The Obligating Officer Director-General Administration Bureau, National University Corporation Otaru University of Commerce
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
1st　Fuel oil JIS class 1 No. 2　70 KL
2nd　Fuel oil JIS class 1 No. 2　75 KL
3rd　Fuel oil JIS class 1 No. 2　70 KL
4th　Fuel oil JIS class 1 No. 2　50 KL
5th　Fuel oil JIS class 1 No. 2　30 KL
6th　Fuel oil JIS class 1 No. 2　40 KL
⑷　Delivery period :
1st　From 22, October, 2009 through 30, November, 2009
2nd　From 1, December, 2009 through 31, December, 2009
3rd　From 1, January, 2010 through 31, January, 2010
4th　From 1, February, 2010 through 28, February, 2010
5th　From 1, March, 2010 through 31, March, 2010
6th　From 1, April, 2010 through 30, April, 2010
⑸　Delivery place : National University Corporation Otaru University of Commerce
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for National University Corporation Otaru University of Commerce,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2009 in the Hokkaido area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by National University Corporation Otaru University of Commerce,
C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
D　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer Director-General.
⑺　Time limit of tender :
1st　5 : 00 PM 8, October, 2009
2nd　5 : 00 PM 25, November, 2009
3rd　5 : 00 PM 22, December, 2009
4th　5 : 00 PM 27, January, 2010
5th　5 : 00 PM 24, February, 2010
6th　5 : 00 PM 26, March, 2010
⑻　Contact point for the notice : Taiki Shimada, Contract Section, Finance Division, National University Corporation Otaru University of Commerce, 3―5―21 Midori Otaru-shi Hokkaido 047―8501 Japan, TEL 0134―27―5220

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年８月14日
国立大学法人北海道大学総長　佐伯　　浩
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01
○第16号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　借入件名及び数量
永久磁石型磁気共鳴イメージング装置　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成22年４月１日から平成26年３月31日
⑸　借入場所　北海道大学大学院獣医学研究科附属動物病院
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人北海道大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成21年度に北海道地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑵　調達特定役務に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑶　本公告に示した物品を総長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。